

公立大学法人旭川市立大学の役員報酬及び退職手当等の支給基準（素案）

- 本資料は、公立大学法人設立前の現時点で、現学校法人が理事長予定者、学長予定者と協議して他の公立大学法人や地方公共団体の状況を参考にしながら考え方を整理しているものであり、公立大学法人設立後に公立大学法人から本市に対して届出される予定である。
- 本資料における常勤の役員とは、原則として常時出勤する役員をいう。ただし、教職員が役員を兼ねる場合については、常勤の役員から除くものとする予定である。

1 役員報酬

- ・常勤の役員については、賞与、寒冷地手当を含む年俸とし、年俸を16で除した額を報酬の月額とする。

職名	勤務形態	報酬額
理事長	常勤	9,000,000 円の範囲内（年俸）
副理事長（学長）	常勤	11,000,000 円の範囲内（年俸）
理事	常勤	6,000,000 円の範囲内（年俸）
理事	非常勤	20,000 円（日額）
監事	非常勤	20,000 円（日額）

※常勤の役員に対する具体的な報酬額については、公立大学法人の理事会により諮られ決定されることになる。

また、上記のほか、通勤手当について常勤の役員には職員の例により、非常勤の役員には旅費規程に準じて支給がされる予定である。

2 退職手当

勤務形態	支給内容
常勤	退職事由の区分により、退職の日における報酬月額に勤続年数に応じる支給率を乗じた額
非常勤	なし